

## 第8回講義の補足説明

2011/10/24

### 全体に関連して ―― 履行利益と信頼利益

『有斐閣法律学小辞典〔第4版補訂版〕』の説明を引用しておきます。

- 1 意義 債権者が契約についてもっている利益で、損害賠償の対象となる利益についての区別。履行利益とは、契約が有効であり、それが完全に履行されたならば債権者が得たであろう利益をいい、これに対して信頼利益とは、有効でない契約を有効であると信頼したために生じた、信頼した者の利益をいう。例えば、土地の売買における買主の履行利益は、売買契約が履行されて土地を買い入れることができ、これを他に転売して得たであろう利益であり、信頼利益とは、土地の売買契約を有効であると信じて、土地をみに行くのに必要とした費用、その土地の上に建てるつもりで建築材料を買った費用などである。
- 2 区別の意味 履行利益・信頼利益の区別は、元来、ドイツ民法に倣うものであるが（ただし、債務法改正により大きく修正された。ドイツ民法311・122条参照）、日本民法は明文の規定を欠くので、区別する意味を明らかにするのは学説にゆだねられている。学説は、一般に債務不履行に基づく損害賠償の対象となるのは履行利益であって、信頼利益の賠償に限られる場合は例外的であり、契約締結上の過失のような場合であると解している。ただし、無権代理人の損害賠償〔民117〕、契約の解除の場合の損害賠償〔民545<3>〕、担保責任における売主の損害賠償は、信頼利益の賠償であると解する少数説もある。
- 3 松岡の補足 上記は標準的な説明ですが、瑕疵担保責任の説明には必ずしも適切ではありません。瑕疵のある物の売買も確定的に有効な売買ですから、「有効でない契約を有効であると信頼した」というのは意味がなく、「瑕疵を知らなかったために被った損害」（柚木馨＝高木多喜男編『新版注釈民法(14)』（有斐閣、1993年）392頁とされることが多いです。もっとも、この定義にも後述02の場合のように問題があります。消極的契約利益、すなわち、契約を結ばなければ支出することがなかった無駄な出費というように、契約の清算方向（契約が約束どおり実現されたという方向か、契約を結ばなかったという方向か）で区別するのが正当だと思います。

なお、今後の継続的な取引関係を期待して初回の契約では、大きな初期投資を行ったため、契約が期待通り履行されても赤字になる場合があります。このような契約を解除した場合、履行利益よりも信頼利益の方が大きくなります。しかし、そもそも、そのような赤字覚悟でリスク判断をした結果ですから、損害賠償も履行利益を限度とするのが望ましいでしょう。ドイツ民法122条1項後段は、信頼利益は履行利益を超えない旨を明文で規定しています。

### 02関連

修補義務がない以上、その履行に代わる損害賠償は履行利益賠償であって、法定責任説を採用しつつその賠償を認めるのは論理が一貫しません。もっとも、下級審裁判例では、このような賠償を信頼利益の賠償として認めるものが少なくありません。信頼利益の侵害による損害を「瑕疵がないと信じたために被った損害」と定義すれば、含まれてしまうのです。

もう一步踏み込むと、基本的に法定責任説を採る裁判例が、この費用の賠償を認めていることにも、理由があります。瑕疵が契約締結前に存在していたとしますと、そのような瑕疵を修補する費用は、所有者であった売主が自己負担すべき費用であったこととなります。それを瑕疵のない物として売却

して代金を受け取った売主は、売買の対価的均衡に反して、買主に負担を転嫁していることとなります。買主が支出した補修費用を損害賠償として請求するのは、本来負担すべき売主の負担を肩代わりしていることを理由とする不当利得的な費用償還請求権の性格を持つこととなります。費用償還請求については、償還債務者の帰責事由は問題になりません。そうすると、このような「損害賠償」は、履行利益賠償ではなく、無過失で認められてもよいとも考えられるのです。以上の補足は、他に見られない試行的な説明であり非常に高度ですので、わからなければ無視していただいて結構です。

### 03関連

契約責任説は多様であり、最近の多数説は、このような瑕疵結果損害賠償の賠償には帰責事由が必要（売主の免責立証が認められる）と考えます。補足として述べたところが聞き取りにくかったようですので再述します。

416条の特別損害だとみると、予見できるのにしなかった点は、過失ではないのか、との疑問が生じます。しかし、帰責事由を故意又は過失と同視する伝統的な考え方でも、過失の前提となる義務違反は、債務不履行を生じること（本件のような瑕疵結果損害では、権利侵害や損害発生）についての予見可能性を問題にしています。自分の給付した鶏が病気にかかっていて買主に損害が生じることについての予見可能性です。これに対して、416条の予見可能性は、（債権者の）特別の事情について必要とされるものです。たとえば、買主が鶏の病気が感染しやすいペットなどをたくさん飼っていることについての予見可能性です。後者の予見可能性があっても、必ずしも、帰責原因としての前者の意味での予見可能性（ないし予見義務違反）があることにはなりません。

### 03・04・19など関連

多様な契約責任説の具体的な内容について。山本敬三『民法講義IV―1 契約』（有斐閣、2005年）286-288頁に詳しく整理されていますのでご覧下さい。私の見解は、そこでいう北居説に近く、講義で紹介したのは森田宏樹説（内田説もほぼ同旨）です。森田＝内田説では、瑕疵の存在時も、瑕疵についての善意・無過失も引渡時に必要となります。瑕疵の存在を知った買主は、債務不履行責任を追及すれば良く、この場合には1年の期間制限には服しません。これに対して、瑕疵の存在を知らずに履行として受領してしまった場合には、受領に錯誤がありますが、他方で売主は受領されて契約の履行が完了したと信じていますから、売主の保護の必要上、この場合には瑕疵担保責任が適用されて、買主の救済は1年間に限定されます。

こうした議論も、相当高度で先端的なものなので、初心者の方で十分理解できなくてもかまいません。まず大事なのは、判例・旧通説の法定責任説の論理と、それに対する契約責任説からの批判です。

### 23関連

使い捨てライターには品質保証と事故の場合の責任限度を伴う責任の引受けが謳われていることが多いです。事故が起こったライターの売買だけを取り上げると、100円前後の代金額で時に数百万円になる瑕疵結果損害の賠償責任まで生じることが、一見、給付関係の不均衡を感じないわけではありません。しかし、非常に大量に生産して売買される物についての保証責任は、事故の危険率を考慮した合理的なものと考えられ、むしろ安心を付

けることで販売促進を期待できます。品質保証や損害担保約束で引き受けられた責任がどこまで及ぶかはその趣旨次第ですが、使い捨てライターの件でわかるように、代金額に限定されているわけではありません。

## 25 関連

瑕疵担保責任は、競売の場合には適用されません（570条ただし書。なお同条は「強制競売」としているが、民事執行法制定前に「任意競売」と称されていた担保権の実行による競売の場合も含むと解されています）。その趣旨は、①競売後に担保責任の追及を認めるときわめて煩雑な結果を生じるためこれを避けたい、②競売で物を買う者は、売主から瑕疵についての説明を受ける機会もなく、物の瑕疵の危険を予期して買うべきで、それを予期していくぶん安く買うのであるから、信頼保護の必要がない、というものです。さらに追加すれば、不動産の競売の場合、権利の瑕疵は、執行官の調査対象となって物件明細書に記載されるが、物の瑕疵については、そのような記載がなく買主が自分で調査するしかないことを挙げてもよいかもしれません。

もっとも、通常説かれる①②の理由は、権利の瑕疵についても妥当するはずで、権利の瑕疵と物の瑕疵を決定的に分ける理由としては、説得力が足りません（そもそも、強制的に売却されるので、権利の担保責任についても、売主に意思に基づく責任を課すこと自体ができず、損害賠償責任は例外的となるでしょう）。そこで、とりわけ、本問のように債権者が悪意の場合にも何の救済もないのは不合理であるとして、この場合に責任を認める諸外国の規律を参考にし、568条3項を類推する考え方は存在します（たとえば、柚木＝高木『新版注釈民法(14)』372頁、平野裕之『民法総合5 契約法』（信山社、2007年）365頁）。もっとも、判例でこのような考え方を認めたものはなく、条文に忠実な判例では、瑕疵担保責任の追及は難しく、本問の命題は、誤っていると言わざるをえないでしょう。

29 葛飾北斎の作として売買された絵が贋作であった場合、買主は動機の錯誤に陥っていることになるのみならず、その絵には瑕疵がある。しかし、判例によれば、錯誤の規律が適用される場合には、瑕疵担保の規律は適用されず、1年の期間制限も働かない。

最判昭33・6・14民集12巻9号1492頁（特選金菊印苺ジャム事件）は錯誤優先説とされています。錯誤主張には期間制限がありませんので、本文のとおり結論となります。潮見『債権各論I』92-93頁も参照。もっとも、この事件では期間制限は議論になっておらず、判決の評価には異論もあります（自由選択説とみるべきではないかとの読み方など）。

30 多数説は、瑕疵担保責任の規定を性状錯誤の特別法と理解しており、一般的に買主に有利な瑕疵担保規定のみが適用され、錯誤無効は主張できない。これに対して、売主の性状錯誤については特別の規定がないため、錯誤無効の主張は妨げられない（ただし、錯誤論において、性状錯誤にも錯誤が適用されるという考え方を採らない場合は別である）。

正しい。潮見『債権各論I』93-94頁を参照。なお、自由選択説も有力であるが、自由選択説に立つものの中にも、錯誤の場合に1年の期間制限の類推適用や引渡時から10年（商事では5年）の期間制限を設けるべきだとの見解がある（565条の数量指示売買についてであるが、柚木＝高木『新版注釈民法(14)』238-239頁〔松岡〕）。